

土 木 課

都市計画道路補助線街路第23号線の新規事業認可取得について

1 事業認可の取得理由

都市計画道路補助線街路第23号線は、起点を西麻布二丁目、終点を南青山五丁目とする、延長約780m、計画幅員25mの都市計画道路です。

現況の歩道は、幅員が2m程度で、両側に電柱があり、歩行者と車いすやベビーカーなどとのすれ違いも困難な状況です。また、電柱は、令和6年能登半島地震においても、倒壊による停電や災害復旧活動の妨げなどが発生し、早期の無電柱化が必要です。さらに、緑陰を形成する街路樹がなく、自転車の通行空間も未整備です。

これらの課題を解決するため、このたび当該区間の事業認可を東京都に申請し、本年7月1日に事業認可を取得しましたので、都市計画道路の早期完成を目指します。

2 事業認可取得区間の概要

(1) 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第23号線

(2) 事業施行箇所及び規模

港区南青山五丁目、南青山六丁目及び西麻布二丁目各地内
延長約780m・幅員25m（一部27m）

(3) 事業施行期間

令和8年7月1日から令和20年3月31日

3 事業認可取得までの経過と今後の予定

令和7年 8月 事業認可に向けての事業説明会開催

令和8年 3月 事業認可申請

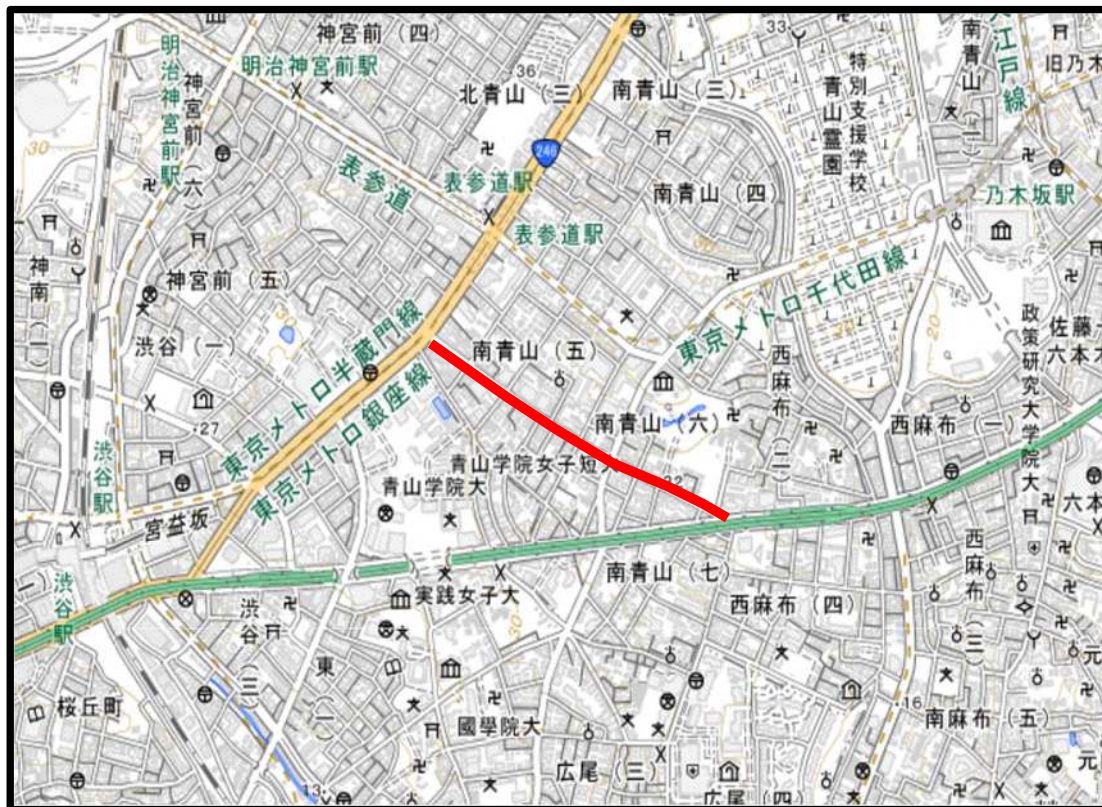
7月 事業認可取得及び認可図書の縦覧（7月1日付）

7月 広報みなと掲載（7月1日号）

8月 事業認可看板の設置

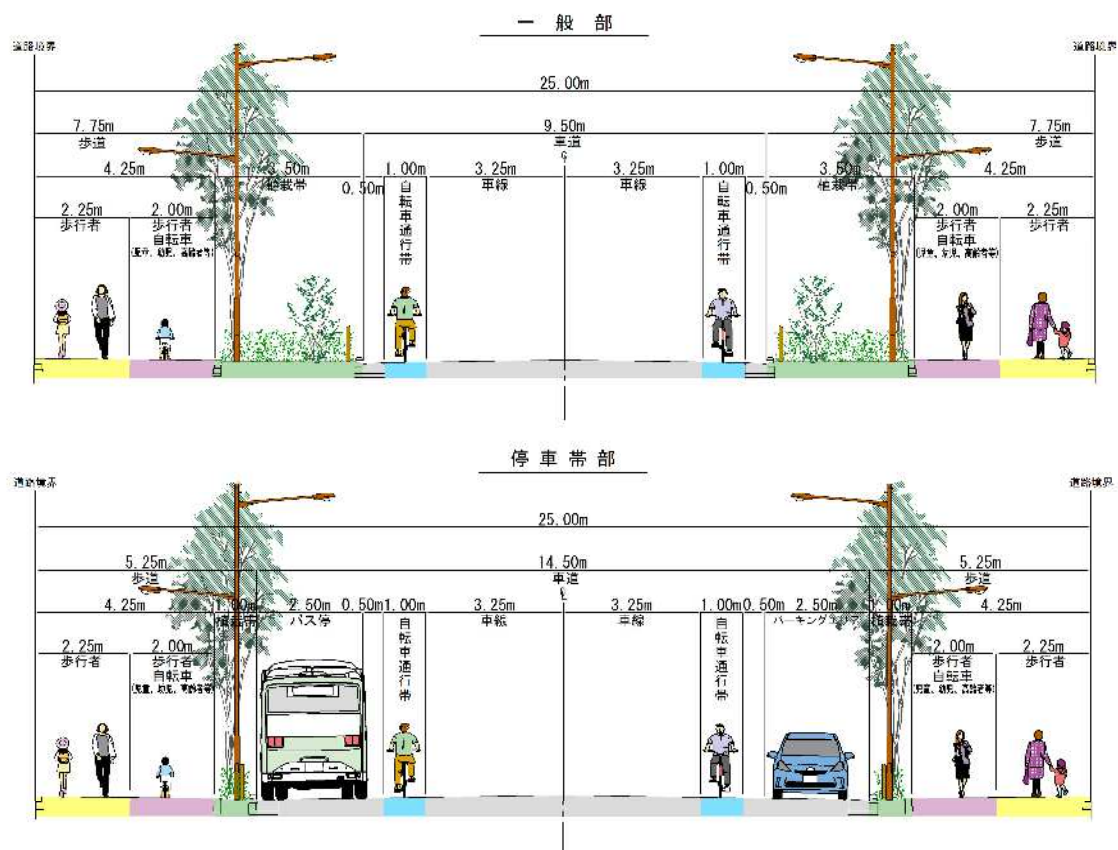
10月 用地説明会の開催

【位置図】



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/>) ※基盤地図情報を加工して作成

【計画断面図】



告 示

●東京都告示第八百六号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨
日の出町、稲城市及び調布市における森林地域の一部を変更した。

●東京都告示第八百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
秋多都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

あきる野市上代継字遠野喜場及び

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第八百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 港区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二十三号線
三 事業施行期間 令和八年七月一日から令和二十年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分
港区南青山五丁目、南青山六丁目及び西麻布二丁目各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第八百九号

平成二十四年東京都告示第四百二十一号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
渋谷区東一丁目九十九番一、百一番五、令和八年六月八
同番六、同番八、同番六十五、同番六
十六、同番六十九及び同番七十一から
同番七十六まで

●東京都告示第八百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日
対象区域の地名地番
渋谷区東一丁目九十九番一、百一番 令和八年六月八
五、同番六及び同番八 日
二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法